（参考）

■「山梨県 公共工事建設発生土処分地」の設置及び管理・運営　事務処理フロー

各建設事務所・支所

1. 処分地候補地の選定（第4条）

(1)候補地の情報収集
(2)予備調査・概略設計等
(3)地元説明会等の開催
(4)概略計画の決定

2. 処分地候補地の決定（第5条）

(1)測量・調査、基本設計等
(2)地元説明会等の開催
(3)関係法令許可等の事前調整
(4)基本計画の決定
(5)土地所有者等との覚書の締結

3. 事業計画の作成（第6条）

(1)構造物等の詳細設計
(2)借地補償費の算定、盛土規制法の説明、土地所有者等の同意
(3)関係法令許可等申請
(4)事業計画の決定
(5)処分費（受入予定単価）の決定

技術管理課

4. 指定にあたっての事前協議（第7条）　←→　事前協議

5. 審査・回答（第7条）

6. 受託者の決定（第8条）　←--→　必要に応じ協議

(1)「受託予定者の決定要領」による公募・審査・入札
(2)受託予定者との協定書の締結

8. 受入開始に向けた準備（第10条）　→　報告　→　**7. 処分地の指定**（第9条）

(1)土地所有者等との借地・補償契約
(2)支障物件等の除去確認

9. 土砂の受入開始（第11条）

(1)受入開始前の確認
(2)「管理・運営基準」に基づく監督業務

10. 受入の完了（第12条）

(1)完了報告書の受理

11. 事業の完了（第13条）

(1)完了検査の実施
(2)土地所有者等への引渡し

→　報告　→　**12. 処分地の指定解除**（第14条）